

○簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（平成二十年総務省告示第四百六十七号）の一部を改正する告示案 新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 発射可能な周波数及び空中線電力は、次のとおりとする。</p> <p>1 周波数</p> <p>(1) 設備規則第五十四条第二号チに規定するキャリアセンスを備え付けており、かつ、法第四条第二号の適合表示無線設備のみを使用するもの</p> <p>三五一・一六八七五MHz以上三五一・三八二二五MHz以下の周波数であつて、三五一・一六八七五MHz及び三五一・一六八七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの</p> <p>(2) (1)のもの以外のもの</p> <p>一五四・四四三七五MHz以上一五四・六一二五MHz以下の周波数であつて、一五四・四四三七五MHz及び一五四・四四三七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの並びに四六七MHz以上四六七・四MHz以下の周波数であつて、四六七MHz及び四六七MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの</p> <p>2 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 発射可能な周波数及び空中線電力は、次のとおりとする。</p> <p>1 周波数</p> <p>(1) 設備規則第五十四条第二号チに規定するキャリアセンスを備え付けており、かつ、法第四条第二号の適合表示無線設備のみを使用するもの</p> <p>三五一・一六八七五MHz以上三五一・三八二二五MHz以下の周波数であつて、三五一・一六八七五MHz及び三五一・一六八七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの</p> <p>(2) (1)のもの以外のもの</p> <p>四六七MHz以上四六七・四MHz以下の周波数であつて、四六七MHz及び四六七MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの</p> <p>2 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>